

申請にあたっての注意事項

補助対象経費は、原則次のとおりです。

補助対象 経費	使い捨て衛生用具、マスク、フェイスシールド、消毒液、除菌ティッシュ、ペーパータオル、使い捨て手袋、ステッカー（フロアサイン）、防護服、非接触型体温計、サーモカメラ、飛沫拡散防止の亚克力板、透明シート、パーテーション、機械換気設備、換気扇、換気機能（外気の取り入れ機能）等がある冷暖房設備、扇風機、サーキュレーター、消毒液スタンド、消毒液ディスペンサー、ペーパータオルスタンド、サインスタンド、自動精算機、キャッシュレス装置、CO ₂ センサー、使い捨て容器、空気清浄機、加湿器、抗原簡易キット
------------	---

《注意事項》

- ・ 市内事業者を支援し、地域経済の活性化を図るため、市内の店舗等で購入した上記の経費が対象となります。
- ・ ※市外の店舗等（インターネット販売を含む）で購入した物品等は、対象外となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 購入とは、納品及び代金の支払を終えた時とします。（クレジットカードの場合は、支払手続が適正に完了したとき、口座振替の場合は、口座振替が行われたとき。）
- ・ 支払が確認できる書類とは、領収書、レシート、口座振込は納品書及び振替口座の通帳該当部分の各写しとします。
- ・ 上記支払が確認できる書類については、別紙「取組に要した経費の領収書・レシート等の写しについて」をご参照ください。
- ・ 通常の冷暖房設備（エアコン）については、換気などを目的とした設備ではないため対象外となりますが、エアコンに限らず換気・空気清浄・加湿機能がある製品については対象となります。
- ・ エアコンを購入する際には、機能の確認のため、必ず事前に下松商工会議所までご相談ください。また、申請する際は、機能などが備わっていることが確認できる書類（カタログ・パンフレット等の写し）を添付してください。
- ・ 補助対象経費は消費税及び地方消費税を含みません。領収額が消費税込価格の場合は、領収書ごとに消費税抜価格を算出してください。
- ・ 【計算例：22,000円（税込）÷1.1（消費税率）＝20,000円（税抜）】
- ・ 割引クーポン等で値引きされた物品の場合は、実際に支払った額（値引き後の価格）を補助対象とします。

※その他ご不明な点がある方は、市HPに掲載のQ&Aも併せてご確認ください。

取組に要した経費の領収書・レシート等の写しについて

- ※領収書・レシート等を下の「見本」のようにA4サイズ用紙片面に領収日順にコピーしクリップ止め（ホッチキス止めは不可）してください。
- ※対象となる経費の品名と金額（税抜）にマーカー等で印を付けてください（税込金額しか記載がない場合は、税込金額に印を付けてください）。
- ※宛名がないレシート等が含まれる場合は、余白に事業者名または代表者名を記入してください。

見 本

領 収 書	
令和4年4月10日	
株式会社くだまつ 様	
¥220,000—	
但、〇〇〇〇購入代金として上記正に領収いたしました。	
内訳	
税抜金額	200,000円
消費税	20,000円
	下松市大手町3-3-3 株式会社くだまつ電化

印

領収書

株式会社くだまつ様

令和4年5月15日

マスク	5,000
除菌ウェットティッシュ	5,000
パーティーション	70,000

小計	¥80,000
消費税	¥8,000
合計	¥88,000

下松市大手町 3-3-3
くだまつ商店

領収書

株式会社くだまつ

※宛名がない場合は、
余白に事業者名か
代表者名を記入

令和4年6月20日

〇〇〇〇〇	10,000
カウンター用飛沫ガード	30,000
自動消毒スタンド	40,000

小計	¥70,000
消費税	¥7,000
合計	¥77,000

下松市大手町 3-3-3
くだまつ商店